

自衛隊による国民監視差止訴訟

原告側申請の証人を採用し

十分に審理を尽くすことを求める要請書

仙台地裁で係争中の陸上自衛隊情報保全隊による国民監視差止と損害賠償を求める訴訟は、3月8日までに13回の口頭弁論が行われてきました。原告は東北6県から次々に参加し、原告107人のほぼ全員が陳述書を提出しました。いよいよ監視の実態や、監視によってどんな被害があったのか、具体的事実を明らかにさせ、その違法・違憲についての主張立証を行う段階に入ってきています。

ところが被告の国側は、自衛隊作成の166ページもの内部文書についても、原告陳述書についても「認否をしない」という異常な態度をとり続けています。そればかりか、原告の主張について、それ自体が「失当」と決めつけ、「監視行為の意味が明らかでなく」「原告らが侵害されたと主張する権利は、法律上保障された権利・利益とは認められない、侵害されたと認められない」(平成22年2月19日提出の第3準備書面)としています。

このような被告・国側の訴訟進行妨害ともいえる態度をふまえ、監視行為の実態と内部文書作成の経過を解明するため、内部文書作成に直接関わった原告側申請の鈴木健氏(2004年当時の陸上自衛隊東北情報保全隊長)ら3人の証人尋問を始め、原告の証言、そして専門家による証言がいよいよ不可欠になっています。

私たちは戦前、特高警察・憲兵などによる思想弾圧・言論抑圧のもとに国が戦争を進めた歴史を忘れていません。内部文書によれば、自衛隊の監視対象は広範囲にわたっており、警察とも連携して組織的・日常的・系統的に監視しており、久間章防衛大臣(当時)も監視行為を否定していないことから、思想弾圧がけっして過去のことでないという危惧をもちつつ、この訴訟に重大な関心を寄せています。

貴裁判所におかれましては、原告側申請の証人を採用して十分に審理を尽くされ、平和に生きる権利をはじめ国民の人権が守られる判断をされますよう、要請するものです。

以上

氏名	住所